

# 配偶者暴力防止法の概要（チャート）

資料3

## 被害者

### 保護命令の申立て

- ・被害者の配偶者からの身体に対する暴力
- ・被害者の配偶者からの生命等に対する脅迫

\* 配偶者暴力相談支援センター・警察への相談等がない場合、公証人面前宣誓供述書を添付

## 地方裁判所

地裁の請求に基づく書面提出等

保護命令発令の通知

\* 配偶者暴力相談支援センターへの通知は、センターへの相談等があった場合のみ

### 保護命令

- 被害者への接近禁止命令
  - 子への接近禁止命令
  - 親族等への接近禁止命令
  - 電話等禁止命令
  - 退去命令（2か月）
- （6か月）

発令

## 相手方

申立人の配偶者・元配偶者（事実婚を含む。）、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手

### 保護命令違反に対する罰則

1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

### 国や地方公共団体は・・・

- 主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣）による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定（市町村については努力義務）

相談  
援助  
相  
援  
保  
護

## 警察

- 暴力の防止
- 被害者の保護
- 被害発生防止のために必要な措置・援助

連携

## 配偶者暴力相談支援センター

- 相談又は相談機関の紹介
- カウンセリング
- 緊急時における安全の確保
- 一時保護（婦人相談所）
- 自立支援・保護命令利用・シェルターの利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助

連携

## 福祉事務所

- 自立支援等
- 母子生活支援施設への入所、保育所への入所、生活保護の対応、児童扶養手当の認定等

児童相談所

民間団体

連携

厚生労働大臣が定める基準を満たす者  
（民間シェルター・母子生活支援施設等）

委託

情報提供努力義務

国民  
（医師等）

- ① 発見した者による通報の努力義務
- ② 医師等は通報することができる（被害者の意思を尊重するよう努める）

# 配偶者暴力相談支援センターについて

## 法律

➤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号、平成16年・19・25年・令和元年に法改正）

- ① 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援を含めた保護を図る責務を有する。（法第2条）
- ② 都道府県は、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすものとする。（法第3条第1項）

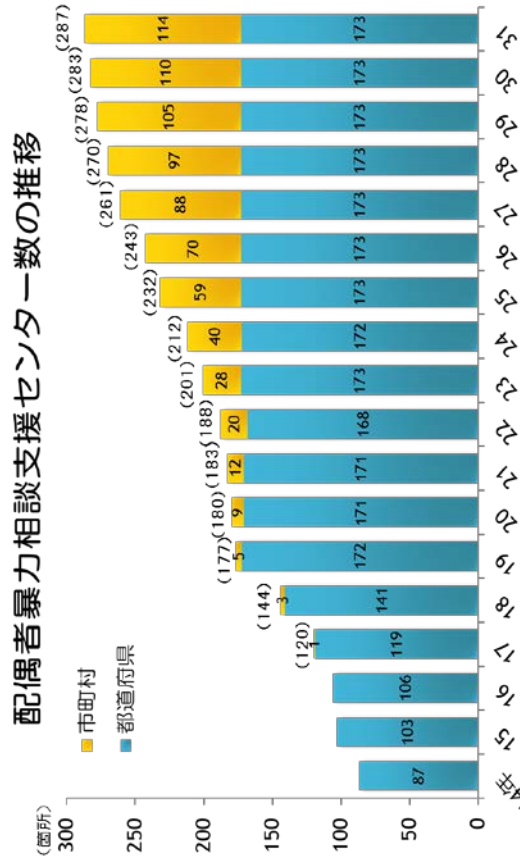
※市町村においては、配偶者暴力相談支援センターの設置は努力義務。（法第3条第2項）

## ➤ 配偶者暴力相談支援センターにおける業務（法第3条3項）

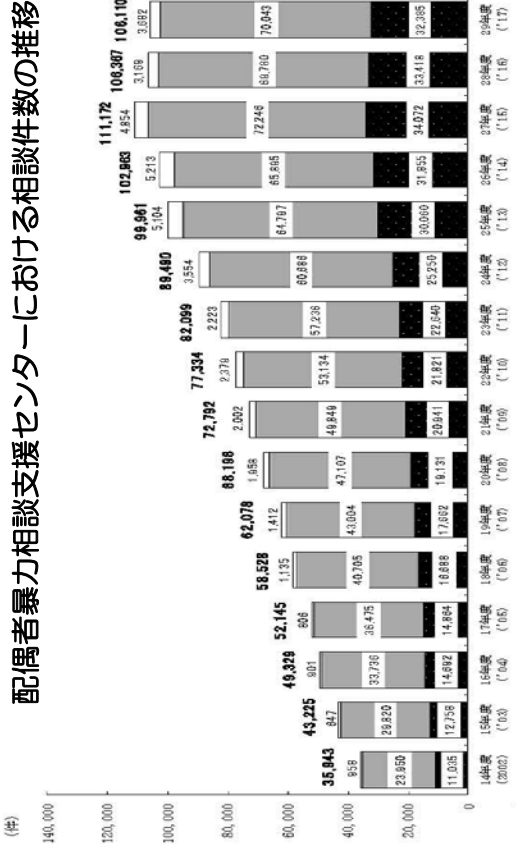
- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 緊急時における安全の確保
- ④ 一時保護（婦人相談所）
- ⑤ 自立支援制度（就業促進、住宅確保、援護等）・保護命令制度・シェルター利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整等

## 業務

## 支援センターの設置数・相談件数



※ 各年4月1日現在（平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在、平成30年は12月3日現在）  
※（ ）内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

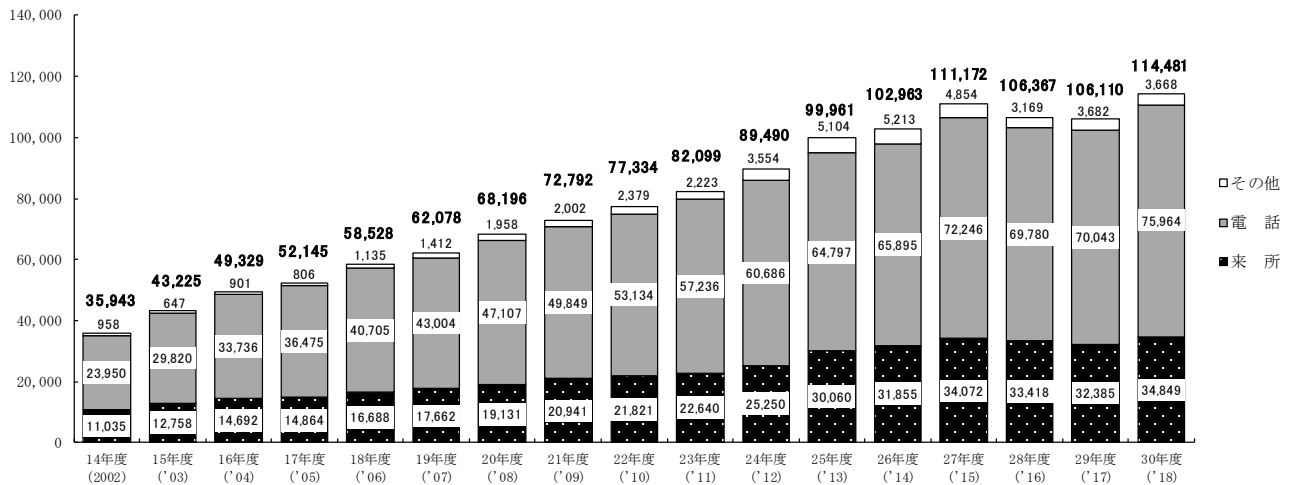


（出典：内閣府男女共同参画局調べ）

# 配偶者からの暴力に関するデータ

## 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

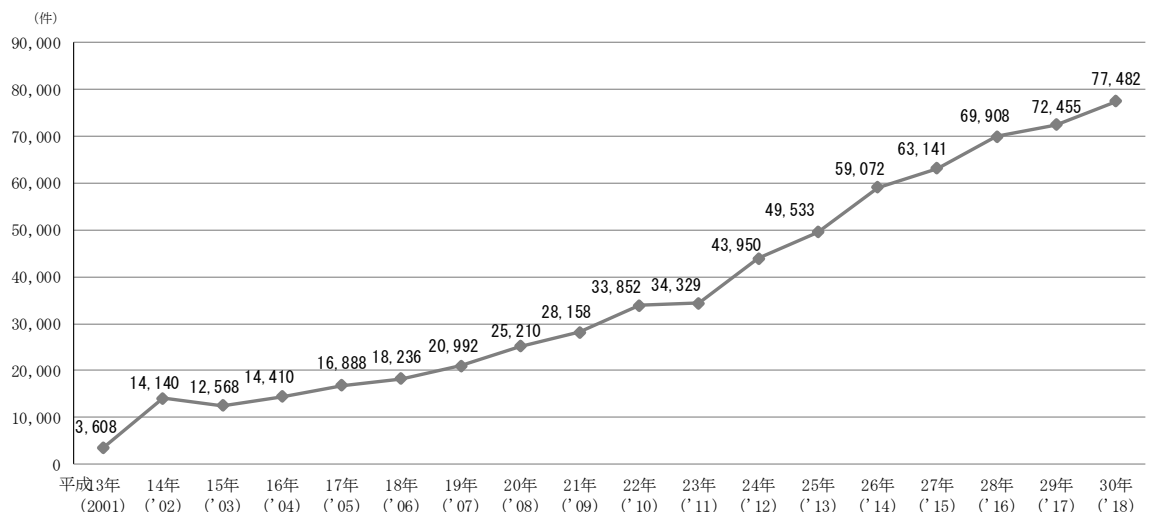
(件)



(備考)

1. 配偶者からの暴力の被害者からの相談等を受理した件数。資料出所：内閣府調べ
2. 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の法改正を受け、平成 16 年 12 月 2 日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上。  
なお、「離婚」には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
4. 法改正を受け、平成 20 年 1 月 11 日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上。
5. 法改正を受け、平成 26 年 1 月 3 日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。
6. 全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、令和年 7 月 1 日現在、287 か所（うち、市町村の設置数は 114 か所）。
7. 同一相談者が複数回相談した場合は、重複して計上。

## 2 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数

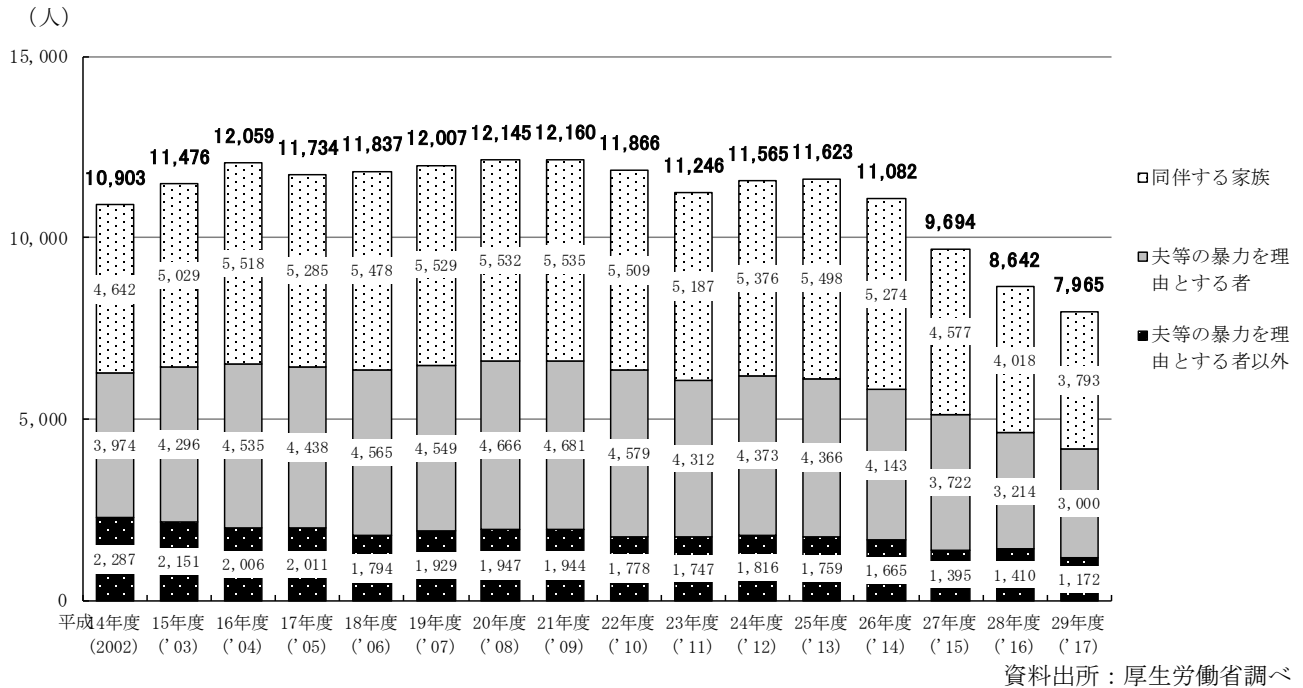


(備考)

資料出所：警察庁調べ

1. 配偶者からの身体に対する暴力の相談等を受理した件数。
2. 平成 13 年は、配偶者暴力防止法の施行日（10 月 13 日）以降の件数。
3. 「配偶者」の定義及び法改正の関係は「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の（備考）の 2～5 に同じ。

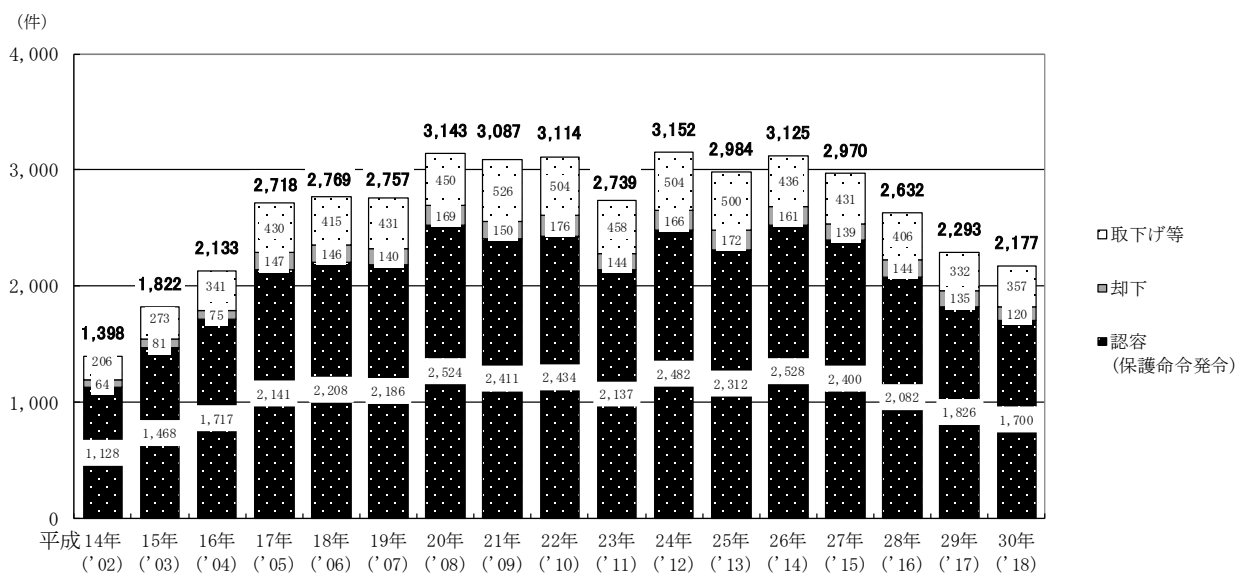
### 3 婦人相談所における一時保護件数



(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っている。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外に、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っている。

### 4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数

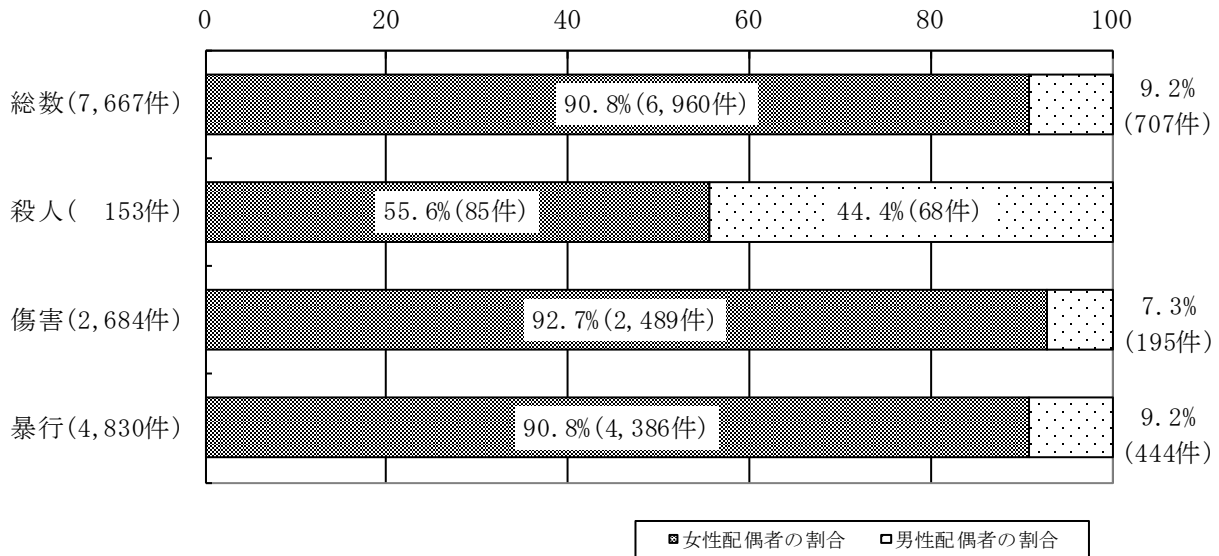


(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その後、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発する。

なお、「配偶者」の定義及び法改正の関係は、「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の(備考)の2～5に同じ。

## 5 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の性別被害者の割合（平成 30 年・検挙件数）



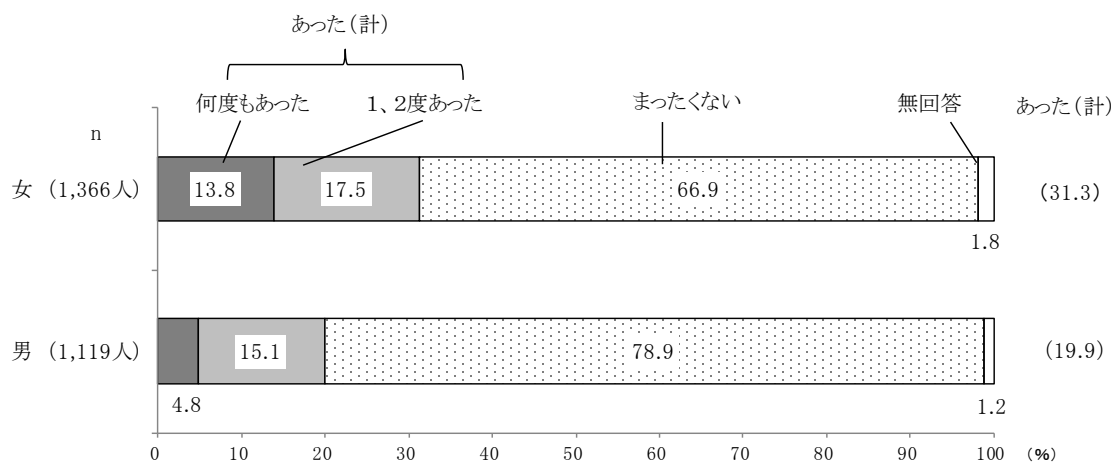
資料出所：警察庁調べ

（備考）

平成 30 年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人（未遂を含む）、傷害、暴行を計上。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものを含む。なお、主たる被疑者の性別により計上。

## 6 アンケート調査による被害経験

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある。



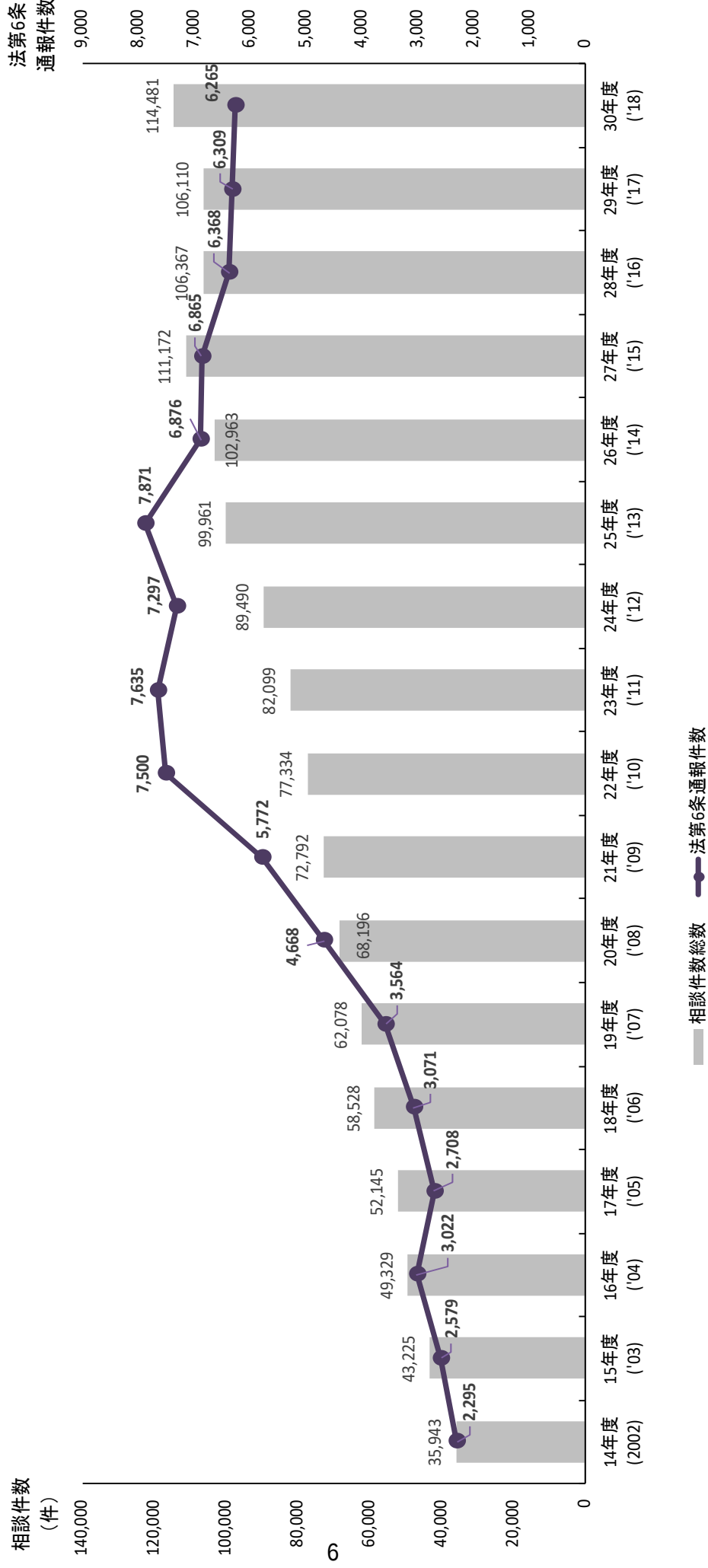
資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 29 年度調査）より作成

（備考）

全国 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に行った無作為抽出アンケート調査による（有効回収数（率）：3,376 人（67.5%））。「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」はそれぞれ以下のとおり。

1. 身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
2. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
3. 経済的圧迫：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されたなど。
4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しないなど。

【DV防止法第6条による通報を受けた件数の年次推移】



(出典：内閣府男女共同参画局調べ)

# 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）

## 【改正法附則部分抜粋】

### 附 則

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年<sup>（注1）</sup>を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する**配偶者からの暴力の形態<sup>（注2）</sup>**並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による**命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大<sup>（注3）</sup>**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する**配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（注1）この法律は、令和2年4月1日から施行されるが、附則8条の規定は、公布の日（令和元年6月26日）を施行日とする。

（注2）通報の対象となる配偶者からの暴力は、身体に対するものに限る。

（注3）保護命令の申立ては、配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、行うことができる。

## D V 防止法における「通報」及び「保護命令」の対象について

### 【通報について】

配偶者からの**身体に対する暴力**を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官への**通報の努力義務**がある。

医師その他の医療関係者は、配偶者からの**身体に対する暴力**によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に**通報することができる**。

### D V 防止法における規定（抜粋）

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

### 『詳解 D V 防止法 2008 年版』<sup>1</sup>より抜粋（P105）

通報の努力義務の対象をこのような身体に対する暴力に限定し、精神的暴力や性的暴力を含めないことにしたのは、精神的暴力や性的暴力に関することについて夫婦以外の第三者が公的機関に通報し、その通報に基づいて公的機関が介入するようにすることは、夫婦のプライバシーの保持という面で問題なしとしないと考えられたことによるものです。

<sup>1</sup> 『詳解 D V 防止法2008年版』（2008年、株式会社ぎょうせい発行、監修：南野智恵子議員（参・自民）、千葉景子議員（参・民主）、山本香苗議員（参・公明）、吉川春子議員（参・共産）、福島みずほ議員（参・社民）の5名（肩書は平成19年法改正時のもの）。

## 【保護命令について】

配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出す。

### DV防止法における規定（抜粋）

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

### 『詳解DV防止法 2008年版』より抜粋（P43） ※平成16年改正時の論点

（略）「配偶者からの身体に対する暴力がなくても、精神的暴力や性的暴力があった場合には、幅広く保護命令を発するようにすることはできないか」ということが議論になりましたが、これに対しては、「保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要であるが、いわゆる精神的暴力や性的暴力については、その外延が不明確にならざるを得ない」という問題点が指摘されました。

加趣

地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向け、加害者更生プログラムの実施に係る基本的な考え方（実施基準等）に関する海外文献調査を実施するとともに、地方公共団体及び加害者更生プログラムを実施している民間団体等に対するアライング調査を実施し、加害者更生プログラムの実施に係る基本的な考え方の方向性と課題について検討する。

## 検討会スケジュール及び主な検討事項

# 検討スケジュール

- **第1回（令和元年9月5日）**
  - ・本事業の概要と進め方について
  - ・海外文献調査について
  - ・ヒアリング調査について
- **第2回（令和元年11月18日）**
  - ・地方公共団体へのヒアリング
- **第3回（令和2年1月20日）**
  - ・報告書骨子について
  - ・論点の整理と検討課題について
- **第4回（令和2年3月3日）**
  - ・報告書（案）について

## 検査の機会

- ・ D V 防止法等改正附則第八条に基づき地域社会における加害者更生プログラムの在り方
- ・ 地方公共団体により加害者更生プログラムを実施するにあたっての課題の整理、基本的な考え方
- ・ 民間団体との連携の必要性、課題
- ・ 海外文献調査及び地方公共団体、民間団体に対するヒアリング結果の分析

## 構成員

【五十音順、◎座長、敬称略、役職は令和元年度4月1日現在】

大谷 あおい カウンセリングオフィスフラミンゴ

菊池 安希子 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所  
地域・司法精神医療研究部室長

◎中村 正 立命館大学理事補佐・学長特別補佐、  
人間科学研究科教授

原 健一 佐賀県ＤＶ総合対策センター所長

山崎 菊乃 NPO法人 女のスペース・おん 代表理事

(オブザーバー)  
東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課

東京ウィメンズプラザ

神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

京都府府民環境部男女共同参画課

法務省

警察庁

## 児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）【DV 関連部分抜粋】

### 2 児童虐待の発生予防・早期発見

#### ⑧ DV の特性や子どもへの影響等に係る啓発活動の推進

- ・女性に対する暴力をなくす運動の機会に、予防啓発に加え、DV の特性や子どもへの影響を周知するとともに、被害の早期発見・早期介入に向けて関係機関への被害の通報を促す等、国民の意識向上のための啓発活動の推進を図る。

### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

#### （6）DV 対応と児童虐待対応との連携強化等

##### ① DV 対応と児童虐待対応との連携強化

- 法**・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化する。
- ・配偶者からの暴力がある家庭とその家庭における児童虐待について、DV 対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、調査研究し、ガイドラインを策定する。その際、DV に関する有識者や支援を実際に行っている者を含め、実践を踏まえたよりよい支援の在り方を、ケーススタディに基づき検討する。
  - ・法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴うDV 事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。
  - ・配偶者暴力相談支援センター及びDV 被害者支援のための民間シェルター並びに児童相談所を対象として、DV と児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化により、被害の早期発見・早期介入に向けた支援に資する取組を進める。
  - ・民間シェルターにおけるDV 被害者とその子どもに対する支援の実態を把握するとともに、民間シェルターにおけるDV と虐待の特性や関連性への理解を拡大する取組を推進する。
  - ・DV 被害者が、児童虐待がある場合にも安心して早期に配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等に相談できるとともに、被害親子に寄り添った保護が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための取組を支援する。
  - ・DV 被害者支援における、危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討及び実証的研究を進めることにより、機関間連携及び加害者による虐待の危険性の把握も含めた支援体制の充実を図る。
  - ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの主管部（局）の行政職員を対象として、性虐待に関する専門的知識や関係機関との連携の在り方等に関する研修を強化するとともに、ワンストップ支援センターにおいて児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関係機関に共有する。
  - ・関係機関の連携をより強化するため、内閣府において作成したDV 被害者支援に係る手引き・マニュアルを改訂するとともに、児童相談所を始めとする関係機関への周知徹底を図る。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を  
改正する法律（令和元年法律第 46 号）

## 【DV 防止法改正部分抜粋】

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、**児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関**は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針改正（令和元年度）の改正箇所及びスケジュール

## ①令和元年度DV防止法改正を踏まえた修正

- DV被害者の保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所を追記（第2の9）
- 配暴センターの要保護児童対策地域協議会への参画（第2の9(3)）
- DV対応と児童虐待対応の関係機関間の連携協力の実効性の向上（【新設】第2の9(5)）

## ②民間シェルター検討会報告書を踏まえた修正

- 行政との連携強化（第2の1(3)、同14）
- 民間シェルター等の活用（第2の6(2)カ）
- 民間シェルターの基盤強化と対応力の向上（第2の14）

## ③制度の時点更新・表現の適正化

- 女性活躍加速のための重点方針2019を踏まえた修正（第2の12(2)、同13(1)）
- 関係省庁所管施策の時点更新（第2の4(3)、同7(2)ア・ウ、(4)、(5)、(8)ア、(9)）

## 【今後の主なスケジュール】

- ・ 11月中旬～12月上旬 地方公共団体意見聴取
- ・ 12月23日 第103回女性に対する暴力に関する専門調査会意見聴取
- ・ 令和2年1月中 パブリックコメント実施
- ・ 3月中 基本方針告示

# DV対策と児童虐待対策との連携強化

女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業 令和2年度予算案額 0.2億円（元年度予算額 0.2億円）

## 事業概要・目的

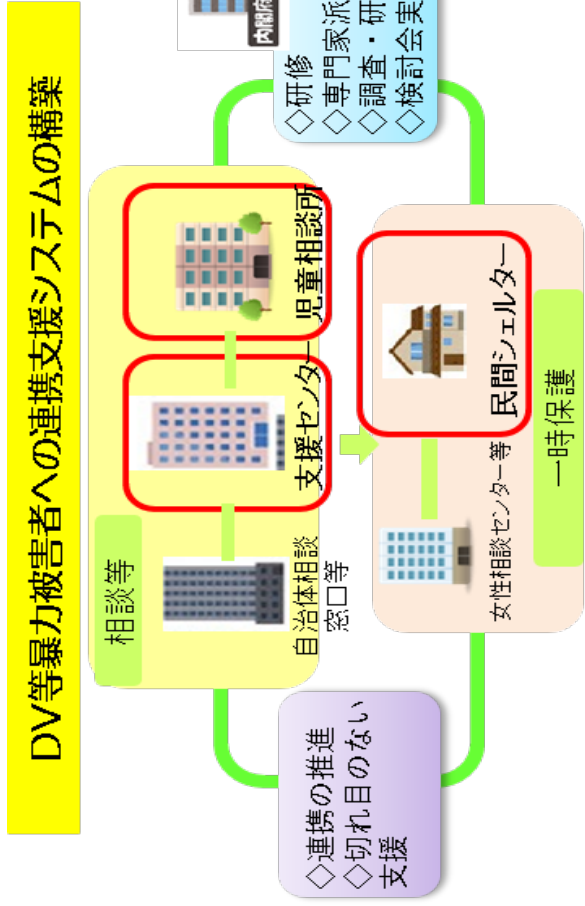
○全国の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数は、支援センター機能が法制度化された平成14年度の35,943件から26年度には10万件を超え、高止まりの状況であり、被害は依然として深刻です。

○一方、配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数は減少傾向にあり、多様な被害者を支援する民間シェルターへの支援策拡充が望まれています。併せて、DV家庭における児童虐待を防止するため、児童相談所、支援センター、福祉事務所等の柔軟な連携体制構築が必要です。

○このため、支援センター、児童相談所、民間シェルター等民間団体に対し、相談業務の質の向上及び連携推進を図るため、合同で研修を行います。また、民間シェルターの全国ネットワーク化推進、支援センター運営へのアドバイザー派遣を行いさらなる支援の質の向上を目指します。

○なお、今年度事業において、児童虐待対応との連携の好事例の収集・全国展開、さらには、「女性に対する暴力をなくす運動」において、DV対応と児童虐待対応との連携強化を推進しました。

## 事業イメージ



## 期待される効果

○都道府県・市町村・民間団体の連携及び相談員の相談スキル向上により、被害者のニーズや地域の実情に即した切れ目のない支援を目指します。

○支援センターの支援の質の調査、評価を行い、今後の支援の質向上に貢献します。

# 令和元年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」として、関係団体と連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。

## ○ 総理と児童虐待対策及びDV対策の関係者との意見交換（11/1）

児童虐待防止推進月間（11月）と女性に対する暴力をなくす運動が連携して啓発活動を進めるにあたり、それぞれの対策の関係者が総理と意見交換を実施。

総理からは「DVの根絶と、子供たちの命を守るために、全力を尽くしていきたい」との発言が、橋本大臣からは「DV対策に向けた広報啓発や民間団体と連携した被害者支援の充実を図っていきたい」との発言があった。



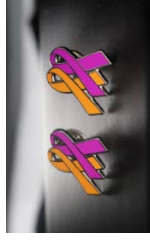
<関係者と懇談する総理、  
加藤大臣、橋本大臣>



<Wリボンバッジ着用>  
(官邸HP掲載写真)

## ○ 厚生労働省と協同した「Wリボンバッジ」の作成・配布

厚生労働省と協同して、児童虐待対応とDV対応の連携強化の象徴として、オレンジリボンとパープルリボンを組み合わせたWリボンバッジを作成するとともに、閣僚、関係国会議員、在外公館大使、各都道府県知事等に配布。



<Wリボンバッジ>

## ○ DVと児童虐待防止の連携に関するポスター・リーフレットの作成・配布、 広告バナー・SNSを活用した広報、特集サイトの開設

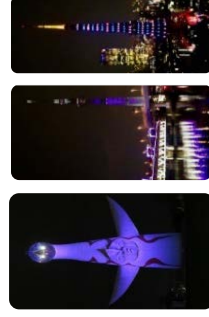
DVと児童虐待の関係について周知を図るポスターやリーフレットを作成し、全国の自治体、関係機関、関係団体等に配布するとともに、広告バナーやSNS、「DVと児童虐待」特集サイトなどの各種媒体を活用し、幅広く広報を展開。



<令和元年度ポスター>

## ○ Wリボン贈呈式（10/28）

ミス・インターナショナル世界大会出場者（約80名）にWリボンバッジを贈呈し、日本滞在期間中（約1カ月間）のバッジ着用による取組の周知に向けた協力を依頼。



<Wリボン贈呈式>

## ○ パープル・ライトアップ

東京スカイツリーや京都タワーなど、全国のタワーや商業施設等において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップを実施し、女性に対する暴力の根絶を呼びかける活動を実施。



※令和元年度は全国180か所以上で実施予定

<平成30年度ライトアップ写真>



「DVと児童虐待」  
特集サイトは  
こちらから

内閣府 DV 児童虐待

検索

# 婦人保護事業の概要

(厚生労働省資料)

## 1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

## 2. 対象女性

(①～④:「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

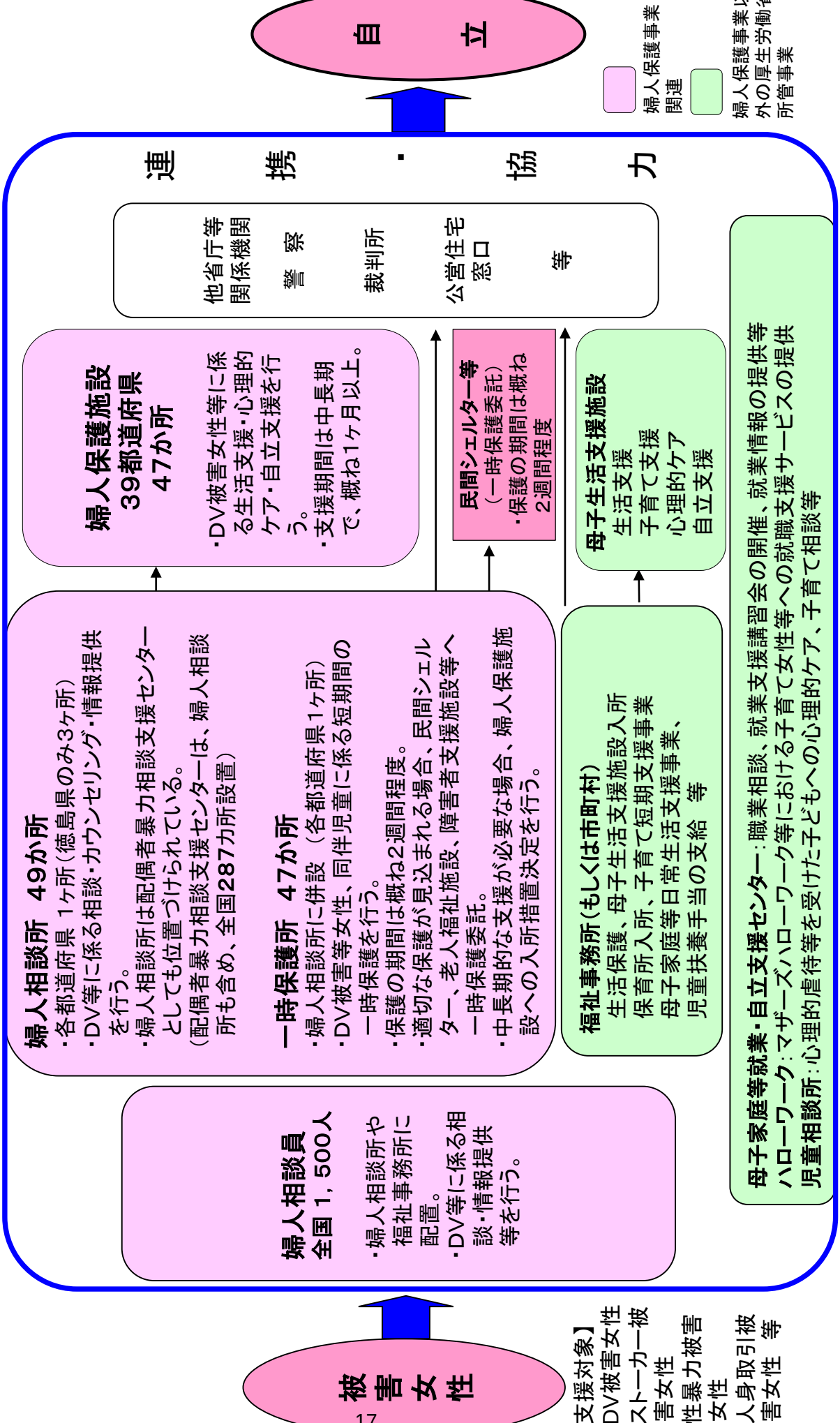
## 3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

# 婦人保護事業の概要

(厚生労働省資料)

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注)婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数：平成30年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成31年4月1日現在

# 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめく概要＞

## 第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

## 第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

## 第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

### (1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。

### (2) 新たな枠組みの必要性

- 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

### (3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。

### (4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

### (5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

### (6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

### (7) 関連する他制度との連携等のあり方

- 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

## 第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、D V防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

※「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」は、厚生労働省子ども家庭局長が、有識者等の参加を求め、平成30年7月に設置。中間まとめは、本検討会により、令和元年10月11日に取りまとめられたもの。

目的

○多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等への支援において、民間シエルターは、先駆性、柔軟性、地域性、専門性等の強みを有し、地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤とも厳しい状況にあり、今後、その存続が困難になるとの指摘もある。○DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シエルターの取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

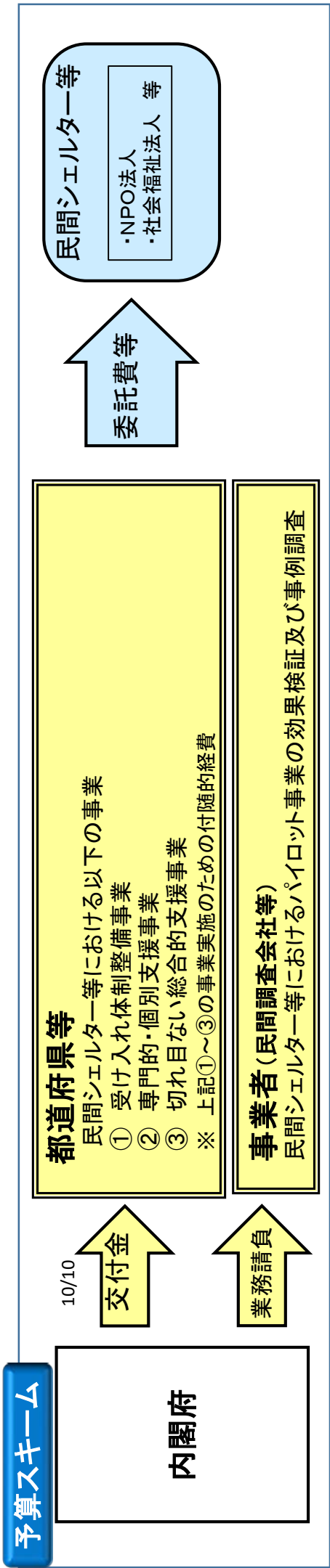
| 民間シエルターの運営団体数の推移 |     |     |     |     |
|------------------|-----|-----|-----|-----|
| 年度               | H27 | H28 | H29 | H30 |
| 団体数              | 125 | 115 | 108 | 107 |

概要

1. 配偶者からの暴力被害者等保護・支援交付金(仮)
- ◆ 交付先 : 都道府県・政令指定都市、市町村(特別区含む)
  - ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シエルター等の先進的な取組を促進するための経費(以下①～③)
    - ①受け入れ体制整備に要する経費 (母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、安全性確保のための防犯設備にかかる経費 等)
    - ②専門的・個別的支援に要する経費 (心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に要する人件費、専門性向上に係る研修経費 等)
    - ③切れ目ない総合的支援に要する経費 (自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費 等)

※上記①～③の事業実施のための付随的経費

- ◆ 交付率等 : 国10/10
  - ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先
2. 民間シエルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査



# 「平成29年度男女間における暴力に関する調査報告書」より抜粋

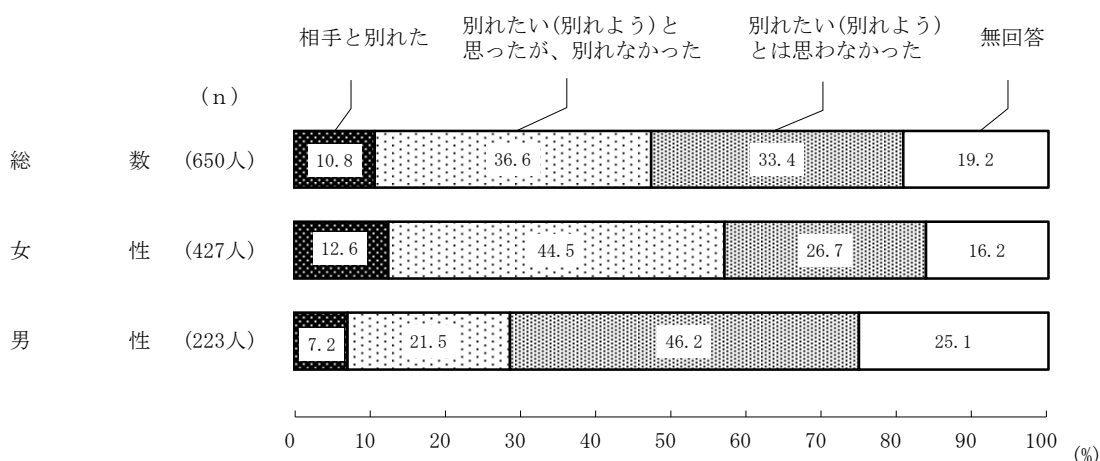
## (6) 配偶者から被害を受けたときの行動

これまでに配偶者から何らかの被害を受けたことのある人（650 人）に、その行為を受けたとき、相手との関係をどうしたのかを聞いたところ、「相手と別れた」が 10.8%、「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」が 36.6%、「別れたい（別れよう）とは思わなかった」が 33.4%となっている。

性別にみると、女性は「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」（女性 44.5%、男性 21.5%）が最も多く、男性は、「別れたい（別れよう）とは思わなかった」（女性 26.7%、男性 46.2%）が最も多くなっている。（図 2-6-1）

問 10 あなたは、配偶者からそのような行為を受けたとき、どうしましたか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。（○は 1 つ）

図 2-6-1 配偶者から被害を受けたときの行動



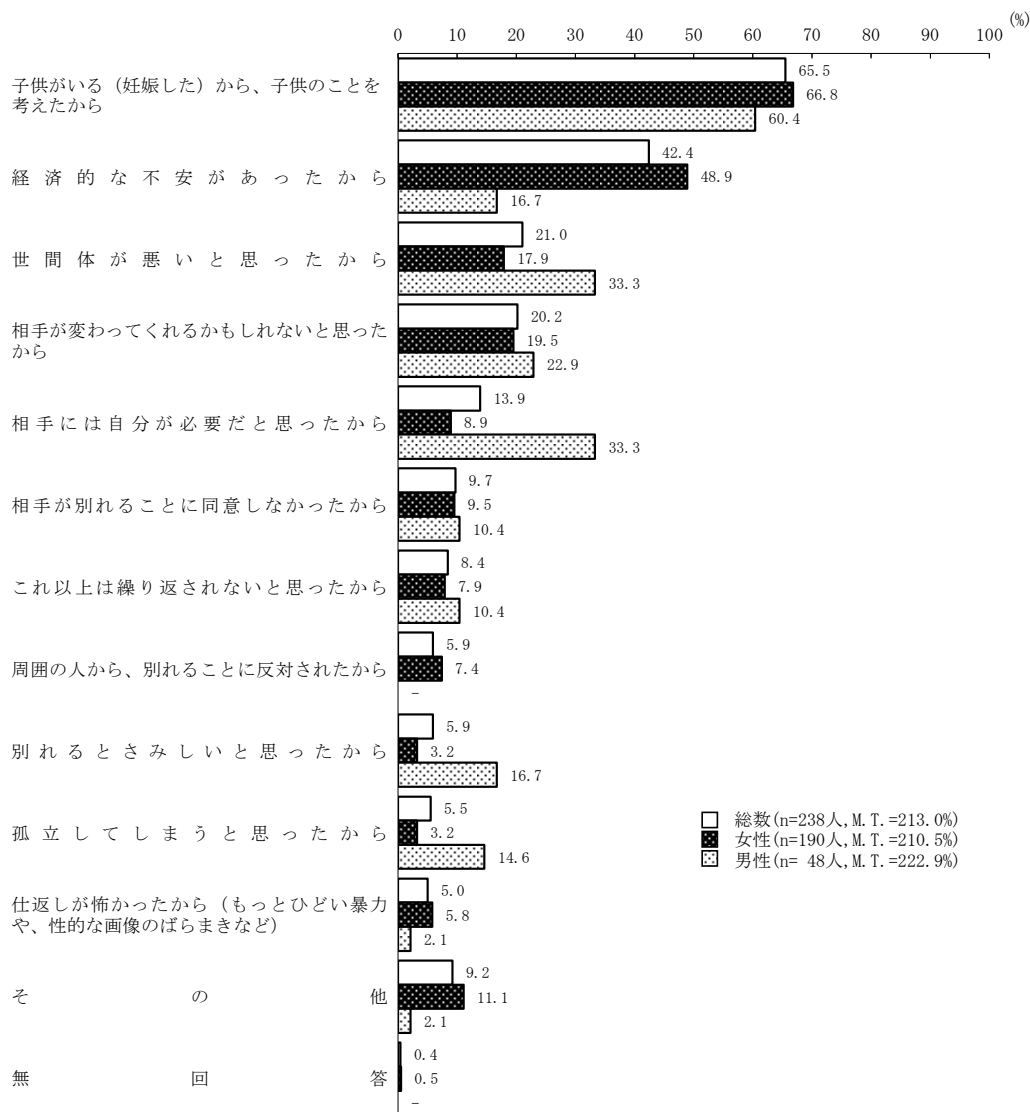
## (7) 配偶者と別れなかった理由

配偶者から何らかの被害を受けたとき、相手と「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」という人（238人）に別れなかった理由を聞いたところ、「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」が65.5%と最も多く、次いで「経済的な不安があったから」が42.4%などとなっている。

性別にみると、男女とも「子供（妊娠した）がいるから、子供のことを考えたから」（女性66.8%、男性60.4%）が最も多く、次いで、女性は「経済的な不安があったから」（48.9%）、男性は「世間体が悪いと思ったから」（33.3%）が多くなっている。（図2-7-1）

問11 あなたが、配偶者と別れなかった理由は何ですか。  
あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

図2-7-1 配偶者と別れなかった理由（複数回答）



## (8) 子供が原因で別れなかった理由

「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」という理由で相手と別れなかった人（156人）に、子供のことで相手と別れなかった理由を聞いたところ、「子供をひとり親にしたくなかったから」が56.4%と最も多く、次いで「子供にこれ以上余計な不安や心配をさせたくないから」が42.9%、「養育しながら生活していく自信がなかったから」が34.6%などとなっている。

性別にみると、男女とも「子供をひとり親にしたくなかったから」（女性53.5%、男性69.0%）が最も多く、次いで「子供にこれ以上余計な不安や心配をさせたくないから」（女性40.9%、男性51.7%）となっている。「養育しながら生活していく自信がなかったから」は女性で多くあげられている。

（図 2-8-1）

問 12 あなたが、子供のことで配偶者と別れなかった主な理由は何ですか。  
あてはまる番号に○をつけてください。（○は3つまで）

図 2-8-1 子供が原因で別れなかった理由（複数回答）

